



神奈川県

県指定NPO法人制度 更新申出の概要

令和6年4月

神奈川県NPO協働推進課

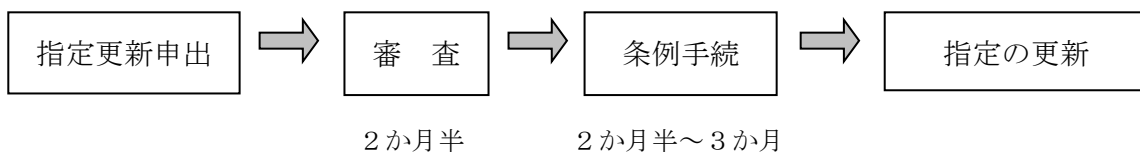
1 更新申出期間

○ 指定となった日(指定更新日)により、次表の更新申出期間に申し出を行ってください。

指定となった日 指定更新された日	(参考) 寄附金が控除 対象となっている期間	更新申出期間	更新の時期
令和元年12月24日	平成31年1月1日～ 令和6年12月31日	令和6年5月から 令和6年7月末まで	令和7年1月1日
令和2年1月1日 (指定更新日)	平成31年1月1日～ 令和6年12月31日		
令和2年3月27日	令和2年1月1日～ 令和7年3月31日	令和6年8月から 令和6年9月末まで	令和7年4月1日
令和2年4月1日 (指定更新日)	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日		
令和2年7月17日	令和2年1月1日～ 令和7年7月31日	令和6年11月から 令和7年1月末まで	令和7年8月1日
令和2年8月1日 (指定更新日)	令和2年8月1日～ 令和7年7月31日		
令和2年10月20日	令和2年1月1日～ 令和7年10月31日	令和7年2月から 令和7年4月末まで (※)	令和7年11月1日
令和元年11月1日 (指定更新日)	令和2年11月1日～ 令和7年10月31日		

※ 3月決算法人の場合、令和7年2月から令和7年3月末まで

指定更新の流れ



2 実績判定期間

要件の判定対象となる実績判定期間は、直前に終了した事業年度までの**5事業年度**です。
ただし、運営組織や経理が適切であるかといった運営要件については、申出日の属する事業年度についてのみです。

3 申出書類と添付書類

申出書類や手引書については、県のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f370165/p1062226.html>

申出書類の一覧は、手引書の2・3ページに掲載しています。

(添付書類の留意事項)

- 1 支持されている実績が「住民等からの推薦」である場合は、新規申出時と同様に署名を添付してください。
- 2 インターネット利用による公表ページの写しは、更新時のみの添付書類です。必ず添付してください。(小規模法人は除く)

4 その他

1 指定の取消

更新申出期間内に、指定の更新の申出が行われなかったときなどは、指定の取消の手続きを行います。

ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りではありません。

2 認定への影響

認定法人は、次回の認定更新申出日の前日までに指定の更新が行われていることにより、**条例個別指定法人**として認定基準を満たし、認定を更新することが可能となります。